

(8) 外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途建設コンサルタント業務に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。指名通知の日は平成31年5月28日(火)を予定する。

(9) 本業務については、基本契約を締結することを条件とする。

なお、基本契約の有効期限は基本契約締結日の翌日から720日間とする。

(10) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Subject matter of the contract : Seismic retrofit design of the Kamiyashiro Bridge and other 11 bridges on the Mei-Nikan Expressway. (No.1)

(2) Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. May 7, 2019

(3) Due date for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. July 12, 2019 (Tenders submitted by registered mail, 4 : 00 P.M. July 12, 2019)

(4) Official in charge of the contract of the procuring entity : Kiyohisa Kondo, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited

(5) Classification of the services to be procured : 42

(6) The language used for application and inquiry shall be Japanese.

(7) Contact point for tender documentation : Contract team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 2-18-19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya City, 460-0003 Japan, TEL 052-222-1448

資 格

競争参加者の資格に関する公示

市ヶ谷警察総合庁舎(9)建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格(以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 31 年 4 月 12 日

関東地方整備局長 石原 康弘

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 11

1 工事名 市ヶ谷警察総合庁舎(9)建築その他工事(電子入札対象案件)

2 工事場所 東京都新宿区市谷本村町4-1他

3 工事内容

敷地面積 24,350.11㎡

1. 建物

1) 庁舎

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上7階
地下2階

建築面積 約5,300㎡

延べ面積 約30,100㎡

用途 庁舎

工事内容 新築1棟

他 新築10棟

工期 契約締結の翌日から平成36年3月29日まで。

指定部分工期 平成35年4月10日(対象部分:庁舎 他)

4 申請の時期

平成31年4月12日から平成31年4月26日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

なお、平成31年5月7日以降当該工事に係る開札の時まで(日曜日、土曜日、及び祝日を除く。)においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

5 申請の方法

(1) 申請書の入手方法 「競争参加資格審査申請書(特定建設工事)」(以下「申請書」という。)は、平成31年4月12日から 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館17階 関東地

方整備局総務部契約課工事契約調整係 電話 048-601-3151(代) 内線2525において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法 申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子入札システムにより提出すること。また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送又は託送(書留郵便等、記録の残るものに限る。)により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は(1)に示す申請書の交付場所に持参すること。

① 特定建設工事共同企業体協定書(甲)(6(5)の条件を満たすものに限る。)の写し。

② 6(2)の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類(様式は、当該工事の「入札公告(建設工事)」(平成31年4月12日付け支出負担行為担当官関東地方整備局長)に示すところにより交付する入札説明書の別記様式-2-1及び2-2を使用すること。)

(3) 申請書等の作成に用いる言語 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6 特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査「競争参加者の資格に関する公示」(平成30年10月1日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長、以下「平成30年10月1日付け公示」という。)4(建設工事)の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成30年10月1日付け公示5の(建設工事)(1)に掲げる客観的事項(共通事項)の項目及び(2)に掲げる主観的事項(特別事項)の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成 特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者2社または3社の組合せとする。

① 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平

成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

② 特定建設工事共同企業体の代表者は、関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が、1,200点以上であること(①の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。)

なお、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が、1,150点以上であること(①の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。)

③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(①の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

④ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚発第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。